

貸金庫規定

1. (契約の締結・格納品の範囲)

- (1) この貸金庫契約は、お客様からの借用申込を当行が承諾した後、貸金庫借用証書の差し入れを受け、お客様に貸金庫鍵あるいは貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理任用の貸金庫ご利用カード。以下これらを「利用カード」といいます。）を貸与したときに成立するものとします。
- (2) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (3) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (4) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の1年分（当初の契約にあつては、最初に到来する3月末日までの分）の手数料額およびこれに対する法定の消費税相当額を前払いするものとし、毎年4月15日（銀行休業日の場合は翌営業日。当初の契約にあつては契約時）に借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳の提示を受けず、また同払戻請求書、または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- (2) 振替日において指定預金口座の残高が、使用料の金額に満たないときは、直ちに入金してください。この場合当行は振替日以外であっても、この口座振替の方法で自動引落しします。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により前記の方法により、自動で引落しします。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (4) 契約期間中に解約があつた場合は、解約日にかかわらず、解約日の属する月の分まで使用料を支払ってください。第1項の自動引落し後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵等の貸与・保管)

- (1) 貸金庫の開閉に使用する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ、借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) カード方式の場合は、利用カードを貸与します。
- (3) 貸金庫正鍵および利用カードは、使用期間満了または解約のときは、直ちに当行へご返却ください。

6. (貸金庫の開閉等)

- (1) カード方式の場合は、利用カードをカード読取機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (2) カード方式以外の場合は、当行所定の貸金庫開函票に借主、または借主があらかじめ届出た代理人が記名押印して当行に提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (3) 閉庫後は、貸金庫の施錠および所定の位置への返却を確認してください。なお、貸金庫を自分で閉庫できないとき、または閉庫に当行専用鍵や当行用利用カードの併用を要する場合は、直ちに申し出てください。この申し出がないため、あるいは閉庫しなかった等により損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (4) 格納品の出し入れは、当行が指定する場所で行ってください。なお、格納品の出し入れの際に、当行が随時立ち会うことがあります。
- (5) 貸金庫の開閉は当行が貸金庫の設置店舗ごとに定める利用可能な時間帯に限ります。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 届出印章もしくは利用カードを失ったとき、あるいは印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに借主から書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。利用カードもしくは正鍵を失ったとき、もしくは破損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、借主に補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力(補助・保佐・後見の開始等)に影響を及ぼす事由が生じたときも、同様に当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、借主に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な記載事項を書面によって当行に届け出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消しまたは変更(第1項の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。)が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当行が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った取引は有効なものとし、借主およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しや無効等を主張できないものとし、ます。

9. (印章、利用カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 盗難、遺失その他の事由によって利用カードもしくは正鍵を喪失したときは、直ちに当行へ届出することはもちろん、それによって生じる一切の損害を負担し、また当行あるいは第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。
- (2) 印章、利用カードまたは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。
- (3) 正鍵を失った場合または破損した場合、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. (印鑑照合等)

- (1) 貸金庫の開閉にあたり、カード読取機操作の際使用された利用カードを確認のうえ記録(利用カードを自動的に転写する方式による)し、同時に暗証と届出の暗証の一致を確認して開庫およびその他の取扱いを行ったときは借主または代理人自身が操作したものとみなします。
- (2) また貸金庫開函票に押した印影が、あらかじめ当行に届出た印影に相違ないと認められたときは、利用カードまたは正鍵を持参した者を正当の権限者とみなして開閉します。万一、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、利用カードやそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 1. (損害の負担等)

- (1) 災害・事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、破損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

1 2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

1 3. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

なお、当行からの解約通知後、貸金庫の明け渡しに応じない場合は、当行が定める方法により金庫を開庫し、格納物は別預りとしたうえで一定の期間が経過した後は当行の判断により処分できるものとします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人が法令で規定された本人確認や取引時確認のための手続に応じない場合や、法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるときなど、当行への申告・届出内容を偽った場合
 - ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑦ この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引など、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認めたとき
 - ⑧ この契約が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑨ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、当行はこの貸金庫契約を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。この通知により解約する場合におけるその効力は前項の定めと同様とし、この解約によって生じた借主の損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、当行はその損害額を借主に対し請求できるものとします。

なお、当行からの解約通知後、貸金庫の明け渡しに応じない場合は、当行が定める方法により金庫を開庫し、格納物は別預りとしたうえで一定の期間が経過した後は当行の判断により処分できるものとします。

- ① 借主が口座開設申込時あるいは貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 借主または代理人が今後当行において各名義の預金口座開設あるいは貸金庫契約を申し込む際には、前項と同様の内容について借主または代理人が確認・同意したうで行うものとみなします。
- (5) 当行が第2項または第3項に従い解約の通知を借主が届け出た住所にあてて発信した場合、その通知が延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。
- (6) 第2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (7) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうち、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (8) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14. (貸金庫の修繕・移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (譲渡・転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当な方法により周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

18. (準拠法・管轄裁判所)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、大分地方裁判所もしくは大分簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2026年4月1日現在)